

東通原子力発電所1号機における運転期間延長(長期サイクル運転)に関する諸手続きについて

原子力発電所のさらなる安全性の向上を図ることを目的に、平成21年1月から新しい検査制度が施行されました。

東通原子力発電所1号機では、新しい検査制度に基づき、第4回定期検査(平成23年2月～6月頃を予定)終了後の運転期間について、これまでの13カ月以内から16カ月以内に延ばすことを計画しました。



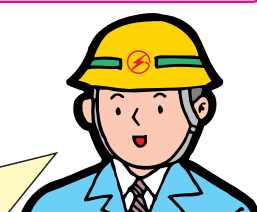
この計画について、事前に青森県ならびに東通村へ説明を行い、平成22年11月10日(水)、経済産業省原子力安全・保安院へ、保安規程の変更届出および保安規定の変更認可申請を提出しました。

現在、当社が提出した計画について国による確認・審査が行われており、運転期間を延ばすことが認められれば、第4回定期検査終了後に、電気事業法に基づく告示および原子炉等規制法に基づく保安規定の認可をいただくこととなります。これにより東通原子力発電所1号機は、運転期間を16カ月以内とした運転へ移行することになります。

～東通原子力発電所1号機『運転期間延長』について～



原子力発電所の運転期間を延ばした時の安全性はどうか?



新しい検査制度の下、重要な機器の劣化度合いの評価・分析を行うほか、運転中における機器の状態監視を充実させるなど、個々の機器に応じた点検保守を行っています。さらに、この点検保守の結果や国内外の発電所のトラブル事例に対する再発防止策が講じられていることを確認し、点検および検査の間隔について、安全が確保されることを技術的に評価しました。また、この評価については、国の厳正な確認・審査により妥当性が確認された上で運転期間を延ばすことが認められます。

このように、新しい検査制度はさらなる安全性の向上を目指して導入されたもので、運転期間を延ばしたとしても、安全上の問題はありません。

今後とも継続的に点検保守の活動を充実させるとともに、引き続き安定運転に努め、発電所の安全性および信頼性の一層の向上を図ってまいります。

発電所トピックス1

読書を通じた子どもたちの健やかな成長を願って ～『原子力の日』にちなんで東通小・中学校へ図書を寄贈～

東通原子力発電所は、10月26日(火)、『原子力の日』にちなんで、東通村(東通小学校および東通中学校)に対し、環境やエネルギーに関する図書を含む教育関係図書を寄贈しました。この寄贈は平成10年度より毎年行っています。

同日、東通村役場において、越善村長に津幡所長から目録を手渡しました。越善村長から「図書を寄贈していただき感謝しています」とのお言葉をいただきました。



越善村長(写真:右)に目録を手渡す津幡所長

発電所トピックス2

訓練を重ね迅速かつ的確な対応を! ～油火災を想定した消防訓練を実施～

11月5日(金)に行われた「平成22年度青森県原子力防災訓練」の一環として発電所構内では、油火災を想定した発電所の自衛消防隊による消防訓練を行いました。この訓練では消火器による初期消火を行った後、東通消防署と合同で放水消火活動を行いました。



自衛消防隊と東通消防署による消火活動の様子



初期消火にあたる発電所員

訓練終了後には東通消防署より講評をいただき、消火手順などを再確認しました。

これからも継続的に訓練を行い、万が一の災害時に備えてまいります。

発電所トピックス3

原子力発電所の品質は「安全」であることを再認識 ～毎年11月は『品質月間』～

毎年11月は『品質月間』として、品質意識の高揚を図り、品質管理活動の普及を目的とした様々な活動が各地で行われています。

当発電所においても、『品質月間』に合わせ、外部講師を招いて講演会を開催したり、発電所員・協力企業の方々から品質標語を募集し、発電所内に掲示するなど、原子力発電所の品質は「安全」であることを再認識し、品質意識の高揚を図っています。



「ヒューマンエラーと安全」と題し品質月間講演会を開催